

# 那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年度第10回（定例会）

署名人 本 仲 範 男

委員長 神 村 洋 子

開催日時 平成28年9月28日（水）

開会 午前9時05分

閉会 午前9時37分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席委員 神村洋子委員長、饒波正博委員、比嘉佳代委員、本仲範男委員、渡慶次克彦教育長

## 議 事 日 程

- 1 協議 教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について 【学校教育課】
- 2 議案第15号 地方自治法第180条の2に基づく協議について 【総務課】
- 3 議案第14号 那覇市社会教育委員の委嘱について 【生涯学習課】

## 出席職員

【生涯学習部】伊良皆宜俣部長、屋比久副部長

（総務課）山内健課長、佐久川敏明副参事、金城国男主幹、伊禮道子主査

（生涯学習課）大城義智課長、田場壮子主査

【学校教育部】黒木義成部長、森田浩次副部長

（学校教育課）武富剛課長、上江洲寛副参事、望月雄紀指導主事、

（教育相談課）神谷乗治課長、平良真哉主幹、垣花正人指導主事

会議録作成（総務課）幸地英子主査

神村委員長 平成28年度第10回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日の会議録署名は本仲委員にお願いいたします。まず協議からです。「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」から行いたいと思います。説明をお願いいたします。

黒木部長 協議「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」、教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について別紙のとおり協議する。平成28年9月28日提出。  
教育長 渡慶次 克彦。協議理由 平成28年10月4日、教科用図書那覇採択地区協議会理事会で協議される教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について、その内容を事前に調整する必要があるので、この案を提出する。説明は学校教育課のほうで行います。

神村委員長 よろしくお願ひします。武富課長、どうぞ。

武富課長 次の頁に教科用図書那覇採択地区協議会規約(案)というのがありますので、ご覧になってください。こういった形に変えていこうと思いますが、説明につきましては、後ろのほうに参考資料1がありますので、こちらのほうでご説明したいと思います。

(参考資料1) 規約改定(案)と書いた新旧の対照表になっております。左側のほうが旧の規約になっております。右側のほうが改定案になっております。所掌事務の第4条の中に、これまでは1号から3号までであったものが新たにこの3号として、ここに書いてありますように「学校教育法附則9条に規定する教科用図書の採択に必要な協議等を行う」ということを入れてあります。それに伴いまして4号までになっております。1~4号までとなっております。その次ですが理事会の職務についてもこれまでは「第2号及び第3号に定める」とありましたが、これが「第2号から第4号に」というふうにそれに伴って変わっております。次に構成等ですが、構成等の中で小・中学校別の小学校種目から研究員の人数が変更になっております。小学校のほうで44人、中学校のほうで59人となっております。これは道徳と英語が教科化されますのでそれに合わせて条例のほうを変更してあります。第20条は文言の訂正になります。「告示」を「規約」というふうに訂正しております。その下、この規約の施行日ですが、確認中ですのでこれは確認してから入れたいと思っております。その下ですが、2、教科用図書那覇採択地区協議会規約、これまでは平成26年教育委員会告示とあるんですが、これは平成27年制定という形で改正したいと思っております。その下は文言の訂正になっております。3のほうは「この告示」が「この規約」というふうに変わっております。あと下のほうは追加になっております。また詳細・補足説明については担当から行いたいと思います。

神村委員長 はい、よろしくお願ひします。

望月指導主事 最初の所掌事務の加えたものに関しましては、先日、教科用図書、特別支援の教科用図書を採択して頂いたんですが、その事務をよりスムーズにするためにこちらのほうを理事会の仕事として、選定委員会は今もうなくなっている状態ですので、理事会と

して承認して頂くような形にして、それをご指導する作業するという形を、流れをとりたいというところもありましてこれを追加させて頂きました。それに伴って職務のほうも号が増えるということですね。構成等につきましては、今後それぞれ道徳それから英語が小学校は教科化されまして、中学校は道徳のほう教科化がされますので教科書の採択が必要になってきます。今はばらけていますが、今後、統一された時に委員の上限が増えるということが予想されますので、研究会に必要な人数を足しております。その後は文言訂正になります。はい、以上になります。

先程、後ろの参考資料2のほうになります。これが今の那覇採択地区協議会の組織図ということになっておりまして、採択地区のそれぞれの教育委員会がありますがその下のところにこの協議会、那覇採択地区協議会、協議会の中に選定委員会・理事会そして研究会というのがございます。選定委員会は4年に一度の教科用図書の選定作業を行うというのが主な仕事になりまして、理事会というのは、その選定においての採択、選定事務がスムーズにいくように協議等を行うという事務がございまして、理事会のほうには選定するという事務はございませんので、そういうふうに分かれておりまして、一応、こういう組織があつて今回のこの特別支援の教科用図書の採択の時には、この選定委員会のほうが1年しか期限がございませんので、今の協議会の中に選定委員会が無いので、理事会のほうで特別支援の教科用図書の採択に関わる協議等を持つということを入れてもらうということになっておりますので、組織としてはこのようなものということをご承知おき下さい。以上になります。

神村委員長 特別支援に関する採択の時にこの案が働くということになるんですか。

望月指導主事 はい、そうですね。

神村委員長 この前ありましたね。そういったことね。それから現場のほうからすると、今まで英語はありましたが、道徳は各学校で選ぶことができた準教科書でした。それが今回、文科省からの指定を受けた教科書に変わるということですか。はい、この件につきまして何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。はい、本仲委員。

本仲委員 参考資料2ですけれども、採択地区教育委員会があつて、それで採択地区協議会に委嘱しますよね。それで報告があるわけですが、その採択地区教育委員会の下に点線で理事会とありますよね。その中から②の「指令」というのがありますが、この「指令」というのはどんなものですか。後の「報告」とか「委嘱」とかそういうのは、大体、理解できるんですが、理事会から選定委員会に「指令」というのはどういうものなのか、教えてください。

望月指導主事 これは4年に1度、全面改訂がございまして、その時に選定業務を行ってくださいということになります。

本仲委員 そういう意味ですか。

神村委員長 はい、ほかにありますか。はい、饒波委員。

饒波委員 それに少し関連して、採択地区教育委員会から理事会への点線があるんですけど、こちらのほうは、報告、意見みたいな感じですかね。教育委員会から理事会へのこの点線はどういう意味ですか。

望月指導主事 この点線は、採択を行う時に、各市町村で選定されたものを「これはうちでは採択しないよ」となった時に、理事会のほうに聞くということで、それは理事会のほうで説得するということですね。無償措置に係るということで、これが説得できない場合は有償の話になると思います。

饒波委員 そういう道が一応はあることはあるんですね。

望月指導主事 そうということですね。

饒波委員 意見みたいな感じですね。

神村委員長 ほかにございますか。よろしいですか。では、他にご意見はありませんので、「教科用図書那覇採択地区協議会規約の改定について」の協議はこの辺で終了します。

次は、議案第15号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」を議題といたします。では、説明をお願いいたします。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 議案第15号「地方自治法第180条の2に基づく協議について」、地方自治法第180条の2に基づく協議について別紙のとおり依頼する。平成28年9月28日提出。教育長 渡慶次 克彦。提案理由 沖縄県から本市に移譲された、沖縄県青少年保護育成条例第20条第1項に基づく、立入調査等に関する事務について、教育委員会の職員に補助執行させるためには、市長との協議が必要となるのでこの議案を提出する。中身につきましては総務課のほうでご説明いたします。

神村委員長 はい、お願いします。

山内課長 まずは、別添の資料をご覧ください。資料の確認をさせていただきます。この頁①が、沖縄県青少年保護育成条例の一部改正についての県からの通知文でございます。頁②は通知文の添付資料で本条例の一部改正の概要説明でございます。頁③から⑬までは、改正後の条例の全文、頁⑭からは、権限移譲に伴う事務手続き等に関する資料とご理解していただきたいと思います。では説明いたします。沖縄県青少年保護育成条例の一部改正によりまして、立入調査等に関する事務の権限が沖縄県から那覇市に移譲されました。資料の頁⑩の第20条が立入調査等に関する規程でございます。

「第20条 知事はこの条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者から資料の提出を求めさせ、又は関係者に質問させることができる。」とありまして、1号から9号、立入調査の対象場所が規定されております。次の頁、第20条の2、これが立入調査等に関する事務を那覇市に移譲する規程でございます。那覇市の他に浦添市、宮古島市についても権限移譲がされております。本議案は沖縄県から那覇市に移譲された権限を

教育委員会職員が補助執行するため、市長との協議を行う議案でございます。

では議案について説明いたします。議案に戻っていただいてよろしいでしょうか。めくっていただいて次の頁をご覧ください。よろしいでしょうか。教育委員会から市長あて、地方自治法第180条の2に基づく補助執行の協議を行います、ということで、かがみ文となっております。読み上げながら説明させていただきます。

地方自治法第180条の2に基づく協議について(依頼)、貴職におかれましては、日頃より本市教育委員会の教育行政の推進にご配慮いただき、感謝を申し上げます。下記の事項について補助執行させていただきたく、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。記 1、協議事項 「市長の権限に属する事務の補助執行について」 2、対象となる事務 「対象事務 沖縄県青少年保護育成条例第20条第1項(立入調査等)に基づく事務」 これにつきましては先程の資料、頁⑩で1号から9号まで9つの立入調査の場所が規定されていることを説明致しましたけれども、もう少しよく具体的に説明をさせていただきたいと思います。資料の頁⑫をご覧ください。具体的な立入調査場所について、ということで記載されております。まず1号 条例第10条第1号の規定により指定した興行を行う場所、( ) 書きの部分をご覧ください。青少年に対して有害興行として個別指定された興行を行う場所のことでございます。2号は劇場、遊戯場、スポーツ施設等、青少年の深夜における立入が禁止されている場所のことでございます。3号 これは書店・コンビニ等、有害図書等を取り扱う業者の営業場所及び販売場所ということでございます。4号はボウガン、ナイフ類等、有害機器類等の販売を行う業者の営業の場所、5号は有害広告物として個別指定された広告物の掲示された場所、6号は質屋のことでございますけれども、質屋営業法の規定では青少年から物品を質にとつてはならないという規定になっています。7号これはリサイクルショップ、古本屋、古着などです。古物営業法、古い物と書いて古物と読みますけれども、古物営業法の規定で、「何人も青少年から古物、廃品等を買収してはならない」という規定がございます。8号 「条例第18号の規定に反して提供または周旋された場所」とありますけれども、条例18条では、「何人も青少年のわいせつ行為、薬物使用とか飲酒・喫煙などこのような不良行為や場所を提供したり周旋したりしたら駄目」ということを規定しております。9号 「携帯電話インターネット接続機器の提供事業者等の営業の場所」とありますけれども、これは条例第18条の6では、「何人も青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない」と規定されています。以上9つが立入調査の対象場所となっております。

続きまして、また議案のほうに戻っていただきまして、議案の協議理由を読み上げていきます。

「沖縄県から本市に移譲された当該立入調査等に関する事務については、青少年健

全育成の一環として、現に教育委員会が実施している街頭指導事業と連動させることでより効果が発揮できるものと思われることから、教育委員会の職において補助執行にしたい。なお補助執行する時期は平成28年12月1日から開始（実施）したいとございます。ここで立入調査の事務については、教育委員会で執行したほうが、市長事務局で執行するよりもより効果が発揮できるということで、補助執行したい旨、市長に対して協議を行うわけでございますけれども、この期待される効果、また現在実施している街頭指導事業との関連等について、事業課である教育相談課のほうから少し説明させていただきたいと思います。

神村委員長 課長、お願いします。

神谷課長 教育相談課です。街頭指導、主に夜間街頭、いわゆる「有害興行として個別指定された興行を行う場所」と説明した場所なんですけれども、ゲームセンターとかに（子どもたちが）居たところを（担当者が）入りながら、子ども達にいろんな指導していきますが、この場をお願いなんですけれども、立入調査ができるということがあれば、権限が発生しますので、より効果的に街頭指導が出来るということで、是非、権限です。頂きたいと思っております。宜しくお願いします。

山内課長 はい、以上でございます。

神村委員長 この件に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。はい、饒波委員、お願いします。

饒波委員 県が那覇市にお願いしますと言ったのが4月1日で、我々が12月1日から開始したいということなんですけど、現時点ではまだ「知事が」という文言で立入調査は市長ではなく知事の権限ですか。立入調査は知事の権限であると言っているんでしょうか。

山内課長 権限はですね。条例が施行された時点でもう那覇市に移譲されています。那覇市に移譲されているんですけれども、那覇市としては教育委員会のほうが執行したほうがいいということで、これは教育委員会のほうで執行するというので、事務が少し遅れ気味ということです。

饒波委員 もう那覇市になっているわけですか。

山内課長 はい、補助執行されて教育サイドにくることになっております。

神村委員長 はい、比嘉委員。

比嘉委員 ちょっと関連してなんですけど、立入調査の状況というのを知りたくて、我社に関連する児童施設の3年生から5年生の男の子が急にわいせつな言葉を話し出したので、どうしたものかと思って、よくよく調査をすると、近くのコンビニで立ち読みをするのが常習らしいんですね。小学生の子ども達。そのようなことがあったので、こういったのはどういう形でやっているのかなあというのが、ちょっと関連したので知りたかったのですが、コンビニに関してはどのような状況でしょうか。

神村委員長 はい、どうぞ。

神谷課長 勿論、コンビニにも有害図書を置いていますので、ここも調査の対象となります。有害図書があった場合は、県のまた罰則規定がありますので、罰則に関しては県のほうが対応します。

比嘉委員 では、こういうことが解った時にはどちらかに報告というか、我社の関連施設ではどのコンビニ、という指定もあったのですが、一般の方はどんな形で報告というか、どうしたらいいのかと、ちょっと気になったものですから。

神谷課長 窓口は県のほうになりますが、報告がなくても私たち教育相談課が巡回するので、対応できると思います。

比嘉委員 そうですか。わかりました。

神村委員長 よろしいですか。この立入調査をしますけれども、指導までOKなんですか。

神谷課長 指導まで権限が与えられますけれども、今までは協議ということでしたけれども。置かないようにというかそのようになりますね。

神村委員長 はい、ほかにございますか。はい、渡慶次教育長。

渡慶次教育長 一つだけ。補助執行させる側の、市長部局の担当部署はどちらになりますか。

山内課長 行政経営課です。

神村委員長 はい、伊良皆部長。

伊良皆部長 市長に対して事務の権限の委譲事務の受付を扱うことに関しては、行政経営課ですが、市長部局の中でこれはどこが統括するかという部分に関してはまだ決められてはおりません。少なくともこの青少年の業務を携わっている教育相談課がいいだろうということで、教育相談課のほうにいくという形になります。一応、一部の取り扱い事態は行政経営課ですけれども、実質的に事務を取り扱う場所ではないということです。

神村委員長 あと一つ、この20頁の335件というのは解るんですけども、この「1件当たりの単価」というのは、どういうことを意味していますか。

山内課長 これは補助執行というよりも、この沖縄県から那覇市に移譲する際に、沖縄県の事務を那覇市にやってもらうわけですから、その分の1件当たり事務料として、事務料相当として1件当たりこれだけを支払うことが出来ますよ、ということでございます。

本仲委員 時間もあるみたいですね。30分とか。

山内課長 これはあくまでも県の積算で30分これ位ということで、積算根拠ということです。

本仲委員 積算根拠ですね。

神村委員長 はい、ほかにございますか。はい、饒波委員。

饒波委員 資料の⑭ですけども、この立入調査出来る市の職員は指定されて、証票というのをもらうというふうに書いてありますけれども、大体、何人ぐらいを想定しているのかということと、後、1なんですけれども、立入調査要領を作成すると書いてあるんですけど、それはこれから作成するんですか。

神谷課長　　これから作成予定ではありますがけれども、県からこの内容を作ったいろんな見本と  
いいですか、ひな形は頂いております。立入調査証票を発行する予定のものは、主に  
街頭指導に携わっています専任指導員・青少年指導員に配布したいと思っております。

饒波委員　　その要領ですか、立入調査要領の中に、立入調査する人の安全も確保できるような  
文言を作っておいてほしいんですけど。仕事に熱中するあまり、いろんな怖いところ  
に入り込んで、出られなくなったら困るので、やはり安全のほうも確保出来るよう  
に、警察ではないので、自分の身をまず安全にして、それからしてください、という  
文言を付け加えていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思いますので、気  
になっております。

神村委員長　　ほかにありますか。よろしいでしょうか。はい、伊良皆部長。

伊良皆部長　　神村委員長、すみません。議案のほうですね。大変、失礼いたしました。地方自治  
法１８０条となっておりますけれども、その前に「第」という文句を申し訳ございま  
せんが挿入をお願いしたいと思います。

神村委員長　　地方自治法第１８０条ということですね。

伊良皆部長　　その２行目のほうも地方自治法「第」というのが抜けております。大変、申し訳ご  
ざいせんが宜しく願ひいたします。

神村委員長　　はい、それでは「第」を挿入してください。それでは議案第１５号「地方自治法第  
１８０条の２に基づく協議について」は、議決してよろしいでしょうか。

全　　員　　異議なし。

神村委員長　　では、異議なしということですので、議案第１５号「地方自治法第１８０条の２に  
基づく協議について」は、議決いたしました。

続きまして、議案第１４号「那覇市社会教育委員の委嘱について」を議題といたし  
ます。はい、伊良皆部長、どうぞ。

伊良皆部長　　議案第１４号「那覇市社会教育委員の委嘱について」、那覇市社会教育委員を別紙  
のとおり委嘱する。平成２８年９月２８日提出。教育長　渡慶次　克彦。提案理由  
那覇市社会教育委員の任期満了により、社会教育法第１５条第２項及び那覇市社会教  
育委員に関する条例第３条及び第５条の規定に基づき委員を委嘱するので、この案を  
提出する。内容につきましては生涯学習課でご説明いたします。

神村委員長　　はい、課長、お願いします。

大城課長　　資料を開けていただきまして、２頁をご覧ください。こちらに社会教育委員の一覧  
がございますけれども、全部で１３名居ります。

開けまして、その次の３頁ですね。今回、任期満了ということで、田中　浩三委員  
と高良　桂子委員が任期満了による退任ということで、新たに二人の方を委嘱したい  
ということで提案するものです。

戻りまして、１頁のほうですね。委嘱予定の方です。名前が田畑　武正委員という

方です。田畑氏については、石嶺中学校の校長先生でいらっしゃいまして学校教育関係者という部分で委嘱をお願いしたいという方でございます。社会教育主事の資格をもっておりまして、また石嶺中学校の前任が県の生涯学習振興課に在籍されておりましたので、適任かということで、今回、委嘱したいということを思っております。もう一人は宮里 美代子委員ですね。家庭教育の向上に資する活動を行う者という区分で推薦するものであります。前任の高良 桂子委員が保育所の園長会の会長でありましたが任期満了ということで、保育園園長会から宮里委員を推薦していただきまして、今回、委嘱したいということで提案させていただいております。宜しく願いいたします。

神村委員長 何かありますか。よろしいですか。では、この件に関しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいですか。では、議案第14号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、議決してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

神村委員長 はい、異議なしということですので、議案第14号「那覇市社会教育委員の委嘱について」は、議決いたしました。

以上をもちまして、平成28年度第10回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。